

年金学会シンポジウム
「年金の支給開始年齢を考える～本当は何歳から年金が出るようにすべきか～」
2013年11月9日(土)

「マクロ経済スライドと支給開始年齢」レジュメ

野村総合研究所
坂本 純一

わが国の高齢者の平均余命が伸長を続け、世界でトップクラスの長寿の国になっている。この傾向は今後も続く見通しであり、そのような一方において慶ぶべき環境の下で、公的年金制度としては、如何に持続可能性を保っていくかという課題に直面している。

当プレゼンテーションにおいては、「平均余命が伸びる時に、伸びた期間をすべて年金生活とするのは健全な社会がすることではない」という考え方にに基づき、公的年金制度の持続可能性を保つ試案を提示する。そこでは、所得代替率が50%に到達した後も、新規裁定者に対してはマクロ経済スライドを継続するが、推奨受給開始年齢を設定し、この年齢から受給すれば所得代替率50%の給付水準を概ね保った給付が行えることを示す。この推奨受給開始年齢と65歳の差は、平均余命の伸びの範囲内に設定する。ただし、既裁定者についてはマクロ経済スライドは発動しない。

このような基本的枠組みの中で、整備すべき措置などを挙げ、議論の素材としたい。

日本年金学会主催シンポジウム

「年金の支給開始年齢を考える～本当は何歳から年金が出るようにすべきか～」

マクロ経済スライドと支給開始年齢

2013年11月9日（土）

野村総合研究所 坂本 純一

大原則

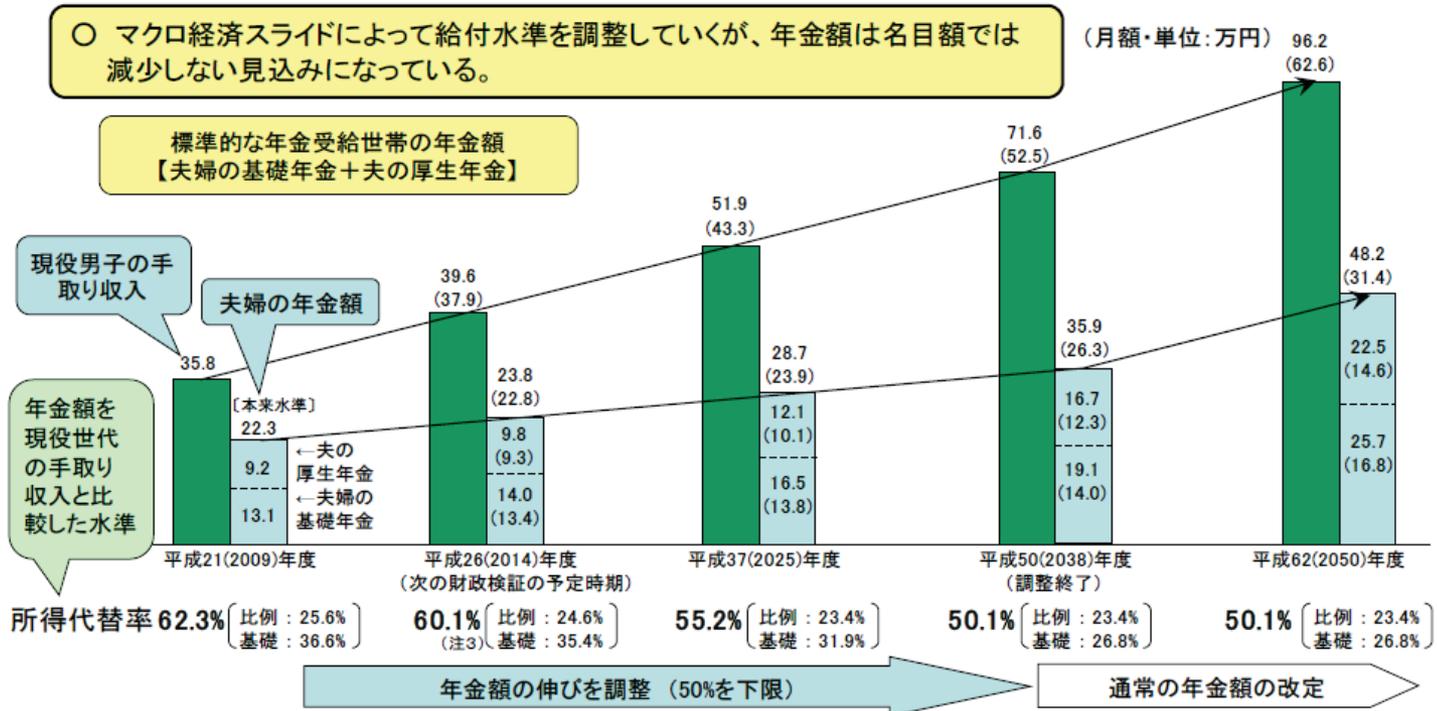
- × 平均余命が伸びるとき長く働くことが必要
- × 伸びた年数すべてを年金生活とするのは健全な社会の姿ではない

このプレゼンの目的

- ✦ 平均余命の伸長が続く環境下での給付設計の
ひとつの試案の提示

平成21年財政検証（1）（基本ケース）

厚生年金の標準的な年金の給付水準の見通し（年金を受給し始めた時の年金額）



(注1) 基本ケース(人口は出生中位(死亡中位)、経済中位)の場合。

(注2) マクロ経済スライドによる給付水準の調整は平成24(2012)年度に開始する見込み。

(注3) 次の財政検証までに所得代替率が50%を下回ると見込まれる場合には、給付水準調整の終了その他の措置を講ずるとともに、給付及び負担の在り方について検討を行い、所要の措置を講ずることとされているが、今回の財政検証はこれに該当していない。

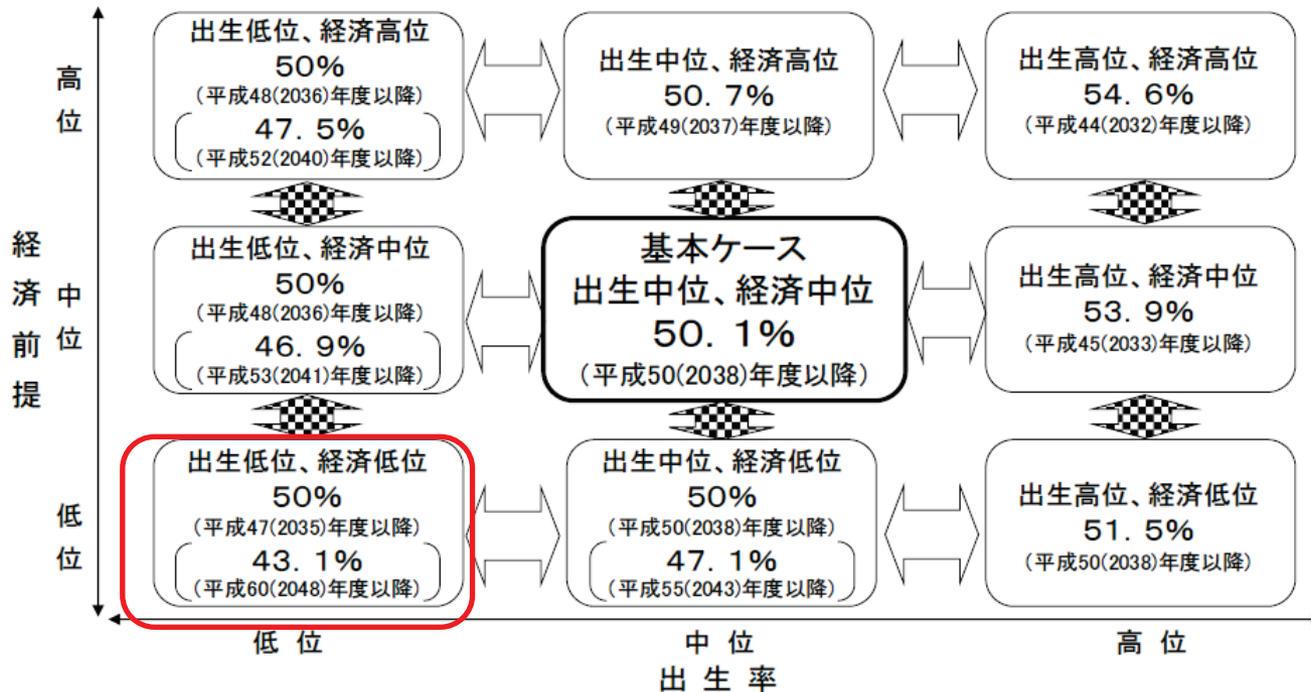
(次の財政検証の予定時期(平成26(2014)年度)における所得代替率は50%を下回る見込みとはなっていない。)

(注4) 報酬比例部分の給付水準の調整は、図中の調整終了年度(平成50(2038)年度)よりも早い平成31(2019)年度に終了する見込み。

(注5) 図中の数値は各時点における名目額。()内の数値は、物価で現在価値に割り戻した額。

平成21年財政検証（2）

人口・経済状況を変動させた場合の厚生年金の標準的な年金の給付水準（所得代替率）の見通し

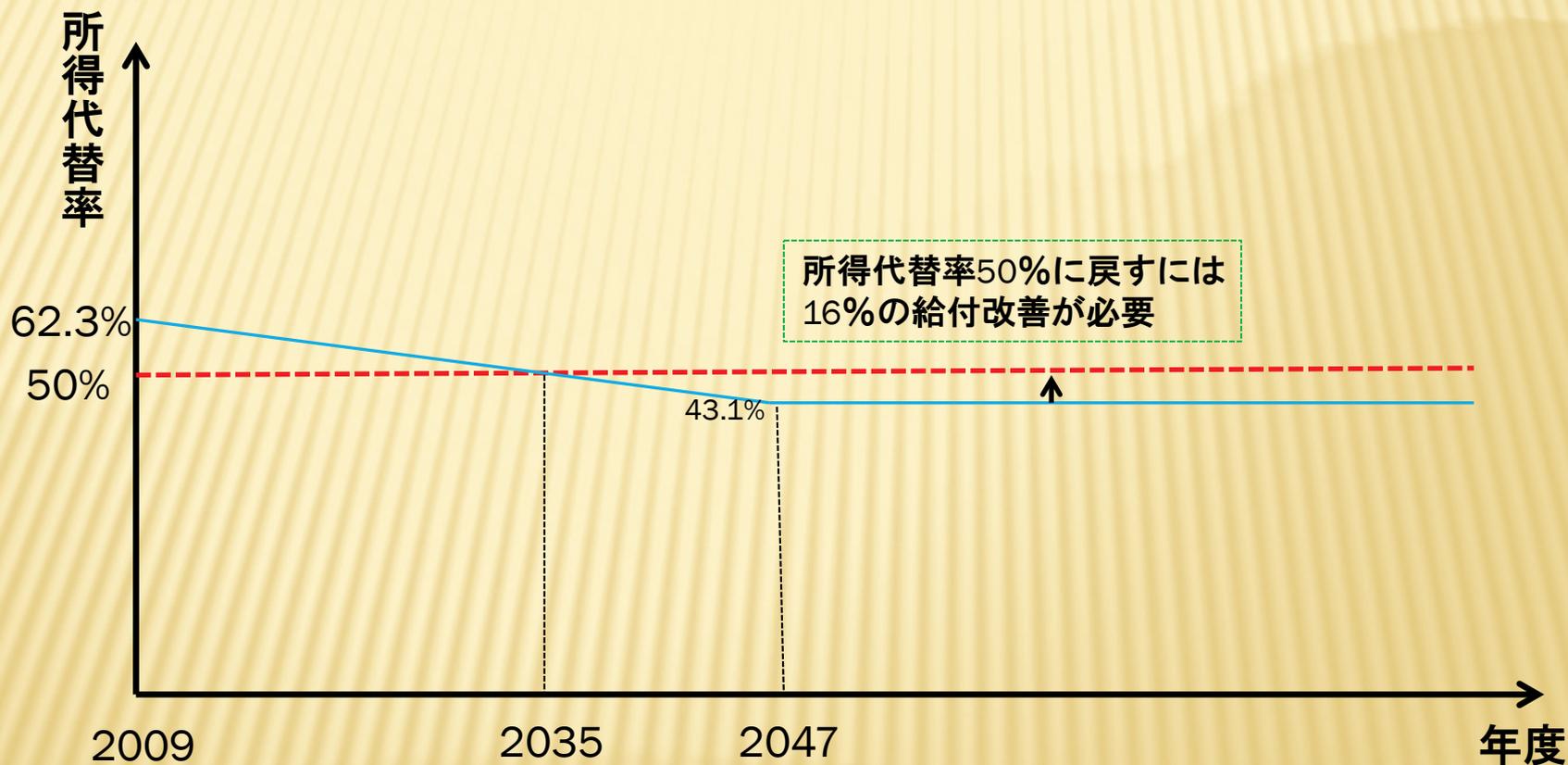


(注1) 図中の数字は最終的な所得代替率の見通しを示している。()内は所得代替率が50%に達した後、仮に、機械的にマクロ経済スライドの適用を続けて財政を均衡させた場合の数値。

(注2) 上記における死亡率の前提はいずれも死亡中位の場合。出生中位、経済中位ケースにおける最終的な所得代替率は、死亡高位の場合52.3%(平成47(2035)年度以降)、死亡低位の場合47.9%(平成53(2041)年度以降、仮に機械的にマクロ経済スライドの適用を続けて財政を均衡させた場合)の見通しである。

(注3) マクロ経済スライドの適用開始年度は、経済中位ケース、経済高位ケースで平成24(2012)年度、経済低位ケースで平成26(2014)年度の見通し。

平成21年財政検証（3）出生低位、経済低位のケース 給付水準の推移



受給開始推奨年齢の設定

- × 所得代替率が50%に到達した年度(2035年度)以降に65歳に到達する者に対し、受給開始推奨年齢を設定する
 - 「給付水準の下限」の規定を見直す必要がある
 - 推奨年齢から受給開始すると所得代替率は50%以上となる
 - ← 現行の繰下げ増額率(一年につき8.4%)を前提とする
 - 早期繰上げ支給(60歳からの受給開始)の制度も残す

推奨受給開始年齢

出生年度	推奨受給開始年齢	65歳到達年度	65歳平均余命の 改善年数(対2010年)	(参考) 繰下げ増額率
1971-1976	66歳	2036-2041	(2035年) 男子:2.07年 女子:2.28年	8.4%
1977~	67歳	2042-	(2040年) 男子:2.39年 女子:2.64年	16.8%

(資料) 国立社会保障人口問題研究所「日本の将来推計人口(平成24年1月推計)」

関連する措置

- × 所得代替率が50%に到達した年度以降は既裁定者に対するスライドについてスライド調整を停止する
- × 繰下げ支給の上限年齢を70歳よりも上に引き上げる
- × 場合によっては最終保険料率(現行18.3%)を少し引き上げる必要があるかもしれない
- × 今後20年の間に65歳を超えた者が働きやすい環境を整えていく必要がある

注意事項

- × 来年、新しい財政検証結果報告が出れば、以上の例は多少変動する可能性がある

ご清聴ありがとうございました。